

## 公私二元論の批判的再考

—今後の教育行政学展開の出発点として—

広瀬 裕子

### 1 問題の所在

臨時教育審議会の議論がそれまでの文部省と日教組の対立関係を崩してみせ、1998年の中央教育審議会答申が突如として地方分権の方針を打ち出すと、教育行政学の中で大きな影響力を持っていた国民の教育権論という理論枠組みは、急速にその有効性を減じた。

この理論枠の柱となった、1950年代の後半に宗像誠也が教育基本法第10条解釈として提唱した内的事項外的事項区別論、俗にいう内外区別論は、戦後長くにわたり教育行政学の領域に強い影響力を持った。しかしながら学力テスト最高裁大法廷判決（昭和51年5月21日）<sup>①</sup>が、内的事項外的事項区別論に一定程度限定を課す見解を示したことをきっかけに、もっぱら裁判闘争を想定して構築されてきた国民の教育権論は法廷におけるその有効性を失うことになる。それと並行して、この理論の枠組みが特徴とする、個別の具体的な教育行政の事象を文部省〈対〉日教組という図式で把握する手法、戦後直後の時期を1950年代以後と比較してきわめて価値的に描く手法、さらに教師を真理の代理者として国民の教育権を代表させる手法も、現状把握それ自体においても有効でなくなってくる。今や「1960年代以降の教育行政＝制度の理論の支配的枠組み」、すなわち国民の教育権論は、「戦後改革理念との距離を測る以上のものではなく」、「教育をめぐる市民社会に働く現代的メカニズムを分析する力を失った」と厳しく指摘されるにいたってもいるのである<sup>②</sup>。

しかし戦後60年を越える教育行政学の蓄積の大きな部分をこの理論が形成したことは、是非はともかくとして事実であり、国家権力が教育内容に関与しうるかどうかというテーマは、それを抑止すべきであるという含意を持ちながら教育行政学の

理論形成のアジェンダから消えることはなかったといってよい。そういった意味で国民の教育権論の理論的検証と総括は、今後の教育行政学の理論的展開を図るためには、不可欠な基礎作業だといわなければならない。

各方面からの批判にもかかわらず、何故にこの理論は戦後半世紀にもわたって、教育行政のそして教育行政学の内外に影響力を持ち続けることができたのか。それはこの理論が、法廷闘争の戦略にとどまらず、国家権力は私的領域に関与しないという近代政治の「正義」の原則、すなわち公私二元論に依拠したからにほかならない。公権力は私的領域に関与しないとする認識枠組みは、近代社会の制度的枠組みにおける所与の「正義」を体現するものとして理解されてきた。それゆえその応用である内的事項外的事項区別論は、時々の批判にもかかわらず、近代公教育の領域における「正義」の側に与しているという理解も一方にはあったのである。

しかしこの区分論の問題点が指摘され、その理論的有効性の再検討が迫られているということは、それが依拠するところの公私二元論そのものの有効性の再吟味をするということをも不可欠とするはずである。本稿では、そのような問題意識のもとで、教育行政学において広く影響力を持った公私二元論そのものについて、その限界を指摘する日本の憲法学の領域での議論を紹介しながらその再考の必要を提起するとともに、教育行政学が置かれている理論的な場所を再吟味することを課題とする。

### 2 公私二元論の限界の指摘

#### (1) 中山道子の問題設定

憲法学の領域で中山道子が発した問いは、公私二元論に依拠する憲法学の土台枠そのものを問うものであった。

中山の問いは、憲法学と家族の関係を問うところからはじまる。1991年度の日本公法学会第一部会で憲法学と家族について学会初の報告がなされて以来、日本の憲法学の領域で、家族に対する関心が喚起され、家族をどのように位置づけるかということが新たな論点として提示されることになる<sup>③</sup>。この問題提起を共有した中山は、しかし、「家族を憲法論的にどのように位置づけたらよいのか」というレベルに問いをとどめず、「家族は憲法論的にどうしてこれまで全く位置づけられてこなかったのか」という、憲法学の出自にまで立ち戻って問いを立て直したのである。

すなわち中山曰く、「近代憲法学が、家族関係を対象としないということは、公法学としての定義上当然に導かれるものであった<sup>④</sup>」が、「家族を憲法論的にどの

ように位置づけられたらよいのか」という課題は確かに重要であるが、その課題以前に、そもそも「公法学がどうしてそう定義されるか<sup>(5)</sup>」、つまり、「家族は憲法論的にどうしてこれまで全く位置づけられてこなかったのか」という課題が先行すべきだと問うた<sup>(6)</sup>のである。

公権力を扱う法になぜ私的領域が言及されないかという、公法の定義に関するトートロジーのようなこの問いは、しかし中山にとっては言葉の遊戯ではなく、現代的諸課題<sup>(7)</sup>に憲法学が直面した時に避けて通れない問いなのだ理解したのである。近代憲法が、さらには近代社会科学が大前提として疑わなかった公私二元論そのものが、今日批判的に問われているはずであるというところに中山は理論作業の出発点を据えた。

この課題を解くために中山が行ったのは、「戦後日本立憲主義理念の思想的源流」であるジョン・ロック (John Locke) に立ち戻ってその出発点の意味を読み解こうという、装飾のない正攻法の作業である。そしてこの古典ロックの特徴を浮き彫りにするために比較検討の材料としたのは、やはりそれに並ぶ古典であるところのロバート・フィルマー (Sir Robert Filmer) と、トマス・ホブズ (Thomas Hobbes) である。すなわち、近代憲法学がルーツとしたのが家長制論に依拠して王権神授説を唱えるフィルマーではあり得ないとしても、巨大な権力をもつにいたるリヴァイアサンを提唱し、徹底した個人主義に基づく契約論を展開したホブズでもなく、やはり公私二元論を採ったロックでなければならなかったということに中山は確認するのであるが、こうした基本に戻った理論作業をしながらも、中山の特異なところは、この考察の過程で「家族は憲法論的にどうしてこれまで全く位置づけられてこなかったのか」という先に見た今日的な課題に答えたことである。

中山は、政治領域と家族領域を分断する枠組みがロックの理論において採用されたのは、現実において両者の関係が分離していたからなのではなく、むしろ実際の政治においては政治領域が家族領域に論理的連関を求めたが故に、妥当な形での連関を確保するために両者を分断するという逆説的な戦略があったということを見出すのである。中山はこれを、家族領域が政治領域にとってレラバントであったがゆえに、家族の理論を政治理論にイレラバントとする、つまり、家族領域が政治領域にとって論理的に連関していたがゆえに、家族の理論を政治領域から論理的に分断するというレトリックとして描いてみせた。

中山のロック再解釈の手續きとそこから得られた成果は次の二つに集約される。第1に、フィルマーの「個人」理解とロックの「個人」理解を対比することによって、ロックが家長個人主義と今日称されることになる彼自身の「個人」理解を理論

整合的に論じるために採用したのが公私二元論だということを導く。第2に、さらにホブズの家族観とロックの家族観を対比することによって、ロックが採用した公私二元論は当時の現実的な家族形態を背景にしてこそ成り立つこと、すなわちその理論は特定の条件が用意されてはじめて成り立つことを導く。中山の論理を、以下、簡単に整理する<sup>(8)</sup>。

## (2) フィルマーの問い

1949年に、ケンブリッジ大学のピーター・ラスレット (Peter Laslett) が、それまであまり注目されていなかった思想家であるフィルマーの著作集を再版したことをきっかけに、フィルマーの再発見、再評価がはじまる。中山はその作業に注目し、そこで明らかとなった諸成果を元に、フィルマーおよびその他の論者との関係の中でのロックの再解釈を試みる。

フィルマーは、17世紀の王位継承をめぐるトーリー (Tory) とホイッグ (Whig) の対立にあって、トーリーのイデオログとなった人物であった。父に対する子どもの服従こそが、神その人の命により、すべての君権の唯一の源泉なのであり、父権は政治的権力の唯一の正当化根拠であると考えたフィルマーは、君主政が唯一の正統な統治形態であるとして父権の延長線上に王権神授説を説いた。しかし、中山が目にするのは、フィルマーのそうした王権神授説の正統性を主張する論理の部分ではなく、フィルマーがそう主張しながら、敵対する理論すなわち王の権限は自然的なものではなく人々の自由意志による合意によって成り立つと考える社会契約説の問題点を指摘する役割を果たしたところである<sup>(9)</sup>。

フィルマーの指摘は明瞭である。すなわち、もし、契約説が政治的服従 (political obligation) を自然的自由 (natural liberty) と自発的合意 (voluntary consent) によって説明しようとする、その論理的な帰結は、「アナキー」になってしまうというものである。フィルマーが「個人」という概念で男性家長のみでなく文字どおりの万人を想定していることが彼のこの批判の仕方から逆説的に分かるのだが<sup>(10)</sup>、そのように女性も子どもも含める普遍的形式的個人理解から出発するならば、すなわちフィルマーが指摘するのは、論理的に導きだされる帰結は、「そこではすべての幼児が生まれた時から、世界で一番偉大で賢い男と同じ権益をもっている」ことになり、したがって、もし政治権力の根拠を万人の政治的な契約に置くとすると、統治 (government) に「幼児」や「未婚女性」までも巻き込む際限のない「アナキー」になってしまい、政治的服従 (political obligation) を説明することはできなくなるというのだ<sup>(11)</sup>。フィルマーによるこの指摘を中山は、「契約説の逃げ

道を塞ぐものであった<sup>(12)</sup>」と、その決定的な意味を押さえている<sup>(13)</sup>。

### (3) フィルマーへの回答の回避

ロックは、フィルマーが提示したこの問題にどのように回答したか。個人による契約がアナキーをもたらすのでないとするためにどのような論理を用意したか。これが中山の次の問いである。結論から言うと、ロックはこのフィルマーの指摘に対して明示的に反論していないという。中山はこれを回答の回避であると理解する<sup>(14)</sup>。

ではロックの回答回避は何を意味するのか。フィルマーの指摘への回答をロックが回避したとするならば、裏を返せばそれは大人と子どもの間、男性と女性の間には個人として同列に扱うことのできない異質性があるというフィルマーの示唆をロックが否定しなかったということになるのだが、したがってロックもまた父権が想定された家族の観念を、家父長制論者と同様に持っていたことがまずは確認されるだろう。とすると、明示的な回答としては提示されなかったとしても、ロックはいったい、この一見して相反する家父長制認識(=父の別格の権力)と契約論の論立て(=契約主体として同等な個人)をどのように自らの中に整合させていたのか。

この疑問に答えるために、中山はロックらの家族論の検討に焦点を移す。ここで中山が用いたのは、政治思想史上の家父長制の発想を跡づけるためにゴードン・ショーチュット(Gordon Schochet)が行った家父長制論の3分類である。中山が目にしたのは、「現代のフェミニスト的観点」からはひとくくりには『家父長制』と批判され<sup>(15)</sup>るロックの家父長制論とフィルマーの家父長制論には、しかし相違があるという点である。ショーチュットの家父長制論の3分類は次のようなものである。

第1 「文化人類学的な家父長制論」。これは単に歴史的経過を叙述する歴史観にすぎないものを指すとする。

第2 「道徳的家父長制論」。これは王権神授説も含め、国家に対する服従を正当化する家父長制的な政治思想を指すとする。

第3 「イデオロギー的家父長制論」。これは単純に政治的服従の基礎に父への服従を説くものを指すとする。

ショーチュットの指摘を「ごくごく図式的に要約<sup>(16)</sup>」して中山が言うのは、この分類に当てはめると、「君主となる権限は、その父たる権利にある」わけではないとするロックの家父長制は、実社会に家父長制の形を見出したとしても、それは「政治社会の歴史的起源についての家父長制的な歴史記述を受け入れるものとしてのみ

理解」すべき「文化人類学的な家父長制論」なのであって、フィルマーが理解するような家父長制、生殺与奪の権限といったものまでをも意味するそれ、すなわち「道徳的家父長制論」とは違うのだということである<sup>(17)</sup>。つまり、確かに家族の中に家父長制があることをロックも認めているが、その、現に家族の中にみられる家父長制を生殺与奪までも含むものとは認めておらず、加えて家族の中に何らかの権力が存在しているとしてもそれが他の何らかの権力の根拠となるかどうかは別問題であり、従って家父長の権力は政治権力の根拠になるようなものでは当然ないと考えていたということなのである。その点、家父長制を生殺与奪まで含むとし、それを政治権力の根拠としたフィルマーの理解との間には質的な違いがあるとするのである。

フィルマーとロックの家族論をこのように区別することで中山が導くのは、ロックが2種類の権力を想定するロジックを駆使して、家父長制論と契約論を併存させた戦略である。「政治的権力」とそうでない「家族の主人の権力」という性質の違う二つの権力を想定し、家族の中に家父長的な要素があったとしても、それは生殺与奪の権限をも含む「政治的権力」とは無関係であるとすることによって、ロックは家父長制認識と契約論との併存を可能にしたということである。「道徳的家父長制論」の立場をとるフィルマーにあっては、いうまでもなく政治領域と家族領域の両者は共通して生殺与奪の権限を含み、同質の権力構造を内在させた連続する領域となっている。

公私を分けるこの論理によって、ロックは、フィルマーの批判にみられるようなデッドロックから「政治理論」を救い出した、つまり、家父長制的な様相が見られたという事実はあったとしてもそれを「単なる事実としてのみ叙述し政治的服従の正当性の根拠にしないことによって、「歴史的な起源は、現在の政治的服従をどう説明するかとはそもそものところ、かわりがない、という論理的な断絶、パラダイム・シフトを貫徹した<sup>(18)</sup>」(傍点中山)のであって、そこにこそロックの思想家としての獨創性があったとする。

すなわち、ロックは、自然的な差異に基づく力関係の不均衡を家庭の中に位置づけたままそれを政治領域から分離させて政治領域に影響させないようにする公私二元論のレトリックによって、すべての人が平等に参加する契約はアナキーをもたらすのではないかというフィルマーの難問を突破したわけである。

これによって、フィルマーとの関わりにおいてはロックの思想の有効性は維持されたといつてもよいが、しかし、ここで採用されたレトリックが、政治理論としての理論的一貫性と有効性をどのように担保することになるのか、これが次に問われな

なければならない点である。この課題を解くべく次に中山が行ったのは、ホブスとロックの比較である。

#### (4) コモン・ロー的家族像

「人間がキノコ・マッシュルームのように地面から生えてきて、直ちに他者となんの関係もなく成人する」個人をモデルとして徹底した契約主義に立つホブスは、父のみならず母の支配権をも想定しただけでなく、父権は、明示された、あるいは何か他にまぎれない証拠に基づく子どもの同意によって得られるものであるとして、未成熟であると考えられている子どもをも契約主体とした。フィルマーが家族と政治領域を区別せずにどちらの領域においても共通に母や子どもを権利主体として想定しなかったのとは全く逆の形で、すなわち家族と政治領域を区別せずにどちらの領域においてもすべての人を権利主体として発想したところに、現実的であるか否かは別としてホブスの特徴をおさえることができる。そこにおいては、したがってフィルマーとは全く逆の意味において家族と政治社会 (civil society) との分離は必要なかった。

では同じく個人主義、契約主義をとりながら、なぜロックはホブスのようにすべての人を家族と政治社会において一貫した権限の主体として扱うことをしなかったのか。家族をも完全に契約で基礎づけようとしたホブスに対して、ロックにあったのは複雑な世帯内関係は、「政治社会にまだなっていない」と考えられていたからだという指摘はある<sup>(19)</sup>としても、政治理論としての一貫性と有効性は公私領域の不連続をいう論理の中でどのように担保されるのか。

中山は、ロックの家族観こそがフィルマーやホブス等のそれと違い、イングランドのコモン・ロー上の伝統的な家族像を継承し、当時の社会の典型的な現実を反映するものであったが故に、公私二元論は理論として有効性を全く減ずるものではなかったのだということを導きだしている。

中山がそうした論証のために着目したのは、社会史研究の成果が明らかにしたところのイングランドにおいて観察される家族像である。中山は、それを二つにタイプ分けした。すなわち、①統率者の権力が政治権力同様に絶対的で、しかも世代を越えて及ぶ「ローマ法的な家族像」と、②統率者の権力が政治的権力より弱く、かつ一世代間に及ぶにとどまる「コモン・ロー的な家族像」である。そして中山は、ホブス、フィルマーの家族論は①の「ローマ法的な家族像」であり、ロックの家族像は②の「コモン・ロー的な家族像」であったとした。このように分類した上で中山は、家族史が明らかにするところによれば、17世紀イングランドにおいてみら

れたのは「ローマ法的な家族像」ではなく「コモン・ロー的な家族像」であったとする。そして中山は言う。

「つまり、フィルマーやホブスの主張にもかかわらず、実際にはイングランドにおいては、13世紀以来、コモン・ロー上は、『最初の親が子供たちの子供たちを末代まで彼の人民の父祖として支配』(フィルマー) するような、あるいは『子にたいして支配権を持つものは、その子の子どもたちにたいして、さらに、その子もたちの子どもたちにたいしても支配権を持つ』(ホブス) ような、世代を越えた家族の観念は、受け入れられてなどいなかったのである。<sup>(20)</sup>」

中山は次のように続ける。

「イングランド社会史、法制史を参照する時、フィルマーやホブスの家族理論と対比させるならば、ロックの家族観こそが、第1には、イングランドのコモン・ロー上の伝統的な家族像を承継するものであり、第2には、当時の社会の典型的な現実をよりよく反映するものであったろうと予測される<sup>(21)</sup>」。

17世紀のイングランドではロックが想定した近代的な核家族、すなわち家長を頂点にした「自然的」な権力を内包するものの生殺与奪権までは含まない核家族が最も現実の家族の形に近かったということこそをこうして確認することで、ほかならぬロックにおいて公私二元論が採用される蓋然性が浮き彫りになる。すなわちロックの公私二元論の採用を中山は次のように意味づける。

「家族関係が権威主義的な構成原理を維持し続ける限り、『政治』の近代化のためには、権威／自然主義的原理によって構成されている家族は、自発的原理に導かれるべき『政治』にとってイレバントとされるべきことが確認されなければならないのだが、それは同時に、その理論的前提として、家族理論が、政治理論にとってレバントであることを意味するはずである。それが家族理論自体に突きつける要請は、フィルマーやホブス流の『ローマ法的家族』と対比される、『コモン・ロー的家族』論をとるロックにおいて、はじめて満たされるという状況を、ここで強調したい。<sup>(22)</sup>」

自発的原理に依拠する政治領域にとって「自然的」権力が存在する家族はそのま

ま承認するわけにはいかないのであるが、そこでロックは両者を無媒介に連関させずに関連づける方法として公私二元論を採用するのである。ロックの家族像が最も現実を反映していたがゆえに、家族領域を政治の領域からは切り離して政治領域にとってイレバントとするこの手法によって畢竟確保されるのは、ロックの政治理論に整合する生殺与奪権を含まない家族なのであり、この方法によって少しも家族領域を「手放す」ことにはならないのである。これは裏を返せば、公私二元論は、理論が想定する家族像が現実の家族像と異なっていたフィルマーやホプスにおいては採用することのできない方法であったということでもある。彼らにとっては、家族をイレバントにするということは、彼らに「好ましくない」現行の家族の形を放置することとなり、そのままでは彼らの理論に整合しうる「望ましい」家族の形を確保しえないからである。

家父長制的な政治理論体系が近代化する過程は、次の三つを必然的に含んだと中山はまとめる<sup>(23)</sup>。すなわち、a 家族が一代限りで考察されるようになること、b 政治的服従が各世代ごとに新たに確認されるようになるべきこと、c それに歩調を合わせた政治理論と家族理論との論理的な分離、である。そしてそれを満たしたのがロックであったというわけである。

こうした中山の考察から導きだせるのは、再度確認するならば、公私二元論は、家族の領域が必ずしも政治領域に適用される文字どおりの個人主義が通用する領域ではないということに直面したとき、しかし絶対的な権力が存在しない家族が現実優勢であった状況を背景にして、そういう家族を理想としたロックが、家族領域を政治領域から論理的に切り離して「放置する」ことによって「理想的」な家族形態を確保するレトリックだったということである。そればかりでなく、政治領域を個人の意志による契約の原理によってその権力の源泉を説明するためには、その原理が通用しない家族領域を積極的に別枠扱いしなければならず、そのためにむしろ採用しなければならないレトリックでもあったのである。政治領域が家族領域を分離してイレバントとするのは、家族領域が政治領域に関係しないからなのではなく、家族領域が政治領域にとって無関心でいられないレバントであることを意味しているという逆説こそ、公私二元論の公私二元論たる所以である。

### 3 教育行政学の理論構築の方向

公私二元論がそもそもこのようにレトリカルなものであったとすると、公的領域と私的領域の相互不干渉原則は、無前提に成り立つものではないということになる。

私的領域は、公的領域からアンタッチャブルとされた自由な領域だったのではなく、公的領域に合致する限りにおいて「放任」された、公的領域と不可分の機能の連関が期待される領域であったということが公私二元論の原初的理解として確認されなければならないのである。つまり両者の分離を前提とする公私二元論において「すら」、両者は分離したものとして存在してはいなかったということだ。

この「発見」は、公私二元論をグランドセオリーとしてきた教育行政学のあり方に無関係ではあり得ない。公的領域と私的領域がア・プリオリに分離されないということは、公的領域から分離した私的領域を価値的に理解する国民の教育権論に特有のモチーフが安定的な根拠を失うということでもあるが、さしあたっては次の2点を確認しておくことになろう。ひとつは、戦後一貫して教育の内容に無関心ではなかった教育行政の実情が、あってはならないイレギュラーだったのではなく、実はレトリカルな二元論を成立させていた認識方法が当初から想定していた「図式」どおりの現象の顕現であったということであり、ふたつは、それをイレギュラーであるはずだと「みよとした」教育行政学は、運動論としての効果はともかく、事実を事実として把握することも所与として分析することもできないところに立っていたということである。

たとえば教育基本法が第1条において教育の目的を定めたことは、すでに戦後教育の出発点において私的領域と公的領域のレバンスを象徴的に示しているできごとであった。また、1949年には、文部省は男女の貞操を推奨して文字どおりプライベートな領域に関与する「純潔教育基本要領」を出し、1951年には文相天野貞祐が人々の戦後の新たな価値観の拠り所のためにと「国民実践要綱」を出し、1966年の中央教育審議会答申が別記で高度経済成長によって変化した社会における生き方の指針として「期待される人間像」を出す<sup>(24)</sup>。教育行政学は公私二元論をレトリカルな原理としてではなく文字どおりのそれとして理論の軸としてきたために、こうした事例の現象を不当な私的領域への介入として特徴づけることになり、その不当性を指摘する方向でしか事象の分析を行うことができなかった。事態と分析枠のこうした齟齬は、教育行政学理論のその分析力を減じたにとどまらない。各種「論争的」事例を政争の道具とすることに、教育行政学が当事者としてその一翼を担うことにもなったといわなければならない。事柄の検討以前の、その「論争的」事象の存在の是非に対抗軸が設定され賛否が対峙するスタイルが、長年踏襲されることになった<sup>(25)</sup>。

一種の近代的「正義」を体現する原則だと考えられてきたこの二元論の論理は、教育行政学の領域においては、国民の教育権論にとどまらずに広汎に使われていた

ものでもある<sup>(26)</sup>。公私二元論の足場の融解は、まさにグランドセオリーそのものの融解という事態である。

日本の憲法学において公私二元論の再検討が学会のレベルで課題とされはじめていることは先に見たところであるが、実際の司法と行政は、この原則の見直しを各方面で先行させている。少子高齢化問題に対処する諸策の立案を始め、DV防止法（＝配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）の制定やセクシュアル・ハラスメントの防止を雇用者の義務とする男女雇用機会均等法の改正などは、それを端的に示す事例である。

こうした方向転換を後押ししているのは、その出自から公私二元論を批判的に検討せざるを得なかったフェミニズム理論の伸張であることは多言を要しない。40年にわたりフェミニズムが提起していた問題の広範囲な顕在化と、行政と司法におけるそれに対する遅ればせの対応が、公私二元論の見直しという原則論の次元に及ぶ転換を主導している。

「個人的なことは政治的なこと」というセンセーショナルなスローガンによって1970年代にフェミニズムが公私二元論の問題をいち早く提起したのは、女性に対する抑圧の形態が公的領域と私的領域が一体的相補的に作用する「分業」形態の中で展開されていることが発見されたからであり、フェミニズムが、政治的領域と家族領域の両方にまたがる統一的な分析視角の設定をせざるを得なかったという固有の事情があったからだ。公私領域に関する理論状況は、したがってフェミニズムの「先見」に牽引されて、急激な社会変化も相まって各方面における認識枠の見直しを不可避とする事態にまで立ち至っているということである。

しかし、考えてみれば、教育を対象とする行政である教育行政は、その出発点からして文字どおりの意味において人間形成という価値領域、つまりは私的領域にかかわる権力作用なのであり、その出自からして、価値観に関与する公権力の作用というものを想定しないわけにはいかなない学問領域であったはずである。私的領域をアンタッチャブルとして理論構想する公私二元論の分析力の限界と枠組みの無力は、決してフェミニズムという彼岸の問題だったのではなく、まさに、教育行政学自らが当初から抱えていた問題でもあったといわなければならない。教育行政学からこそ、公私二元論の批判的見直しが他にさきがけて行われてもよかった。

公私二元論に代わる理論枠組みの構築は、教育行政学理論の展開にとって急務である。しばらくは、グランドセオリーを持たないままの試行錯誤を覚悟しなければならないだろう。しかし従来の理論蓄積から乖離した場所で、断絶した形でその試行錯誤が行われなければならないのか。従来の理論蓄積の中に公私二元論を超克す

る可能性は見出せないものか。国家の横暴や瑕疵の可能性をも念頭におきながら、教育行政が「教育」を対象とする行政だという素朴な事実に向き合おうとした理論作業もあったのではあるまいか。

国民の教育権論の創始の役割を担った宗像は、内外区別論を提唱する以前には教育行政制度を積極的に構想するモチーフを持っていたという指摘がある<sup>(27)</sup>。また、国による政策を強く批判しながらも、公私二元論に意図的に依拠しなかった持田栄一の「批判教育計画」の試み<sup>(28)</sup>も、そうした理論作業の一つであるかもしれない。当時の時代状況の中で発せられた言葉をそのまま現在に引き出すということは無謀であるにしても、60年にのぼる教育行政学の貴重な蓄積の中から、今日において継承しうる知見を精査検証する作業に、新しい枠組みを構想するための現実的積極的な足がかりを得ることはできるだろうと思う。

#### 〈注〉

- (1) 「許容される目的のために必要かつ合理的と認められるそれは、たとえ教育の内容及び方法に関するものであっても、必ずしも同条の禁止するところではないと解するのが、相当である」という見解が示された。
- (2) 黒崎勳『教育行政学』岩波書店、1999、p. 9-10
- (3) 中山道子『近代個人主義と憲法学 公私二元論の限界』東京大学出版会、2000、p. 9-10
- (4) 中山、同上書、p. 11
- (5) 中山、同上書、p. 10
- (6) 中山、同上書、p. 10
- (7) 1990年代以後、以下のような新しい問題が認識されるに至っている。従来、公権力が介入しないことを原則としていた家庭内の暴力は、ドメスティックバイオレンスという新しい概念を付与され、社会的にも不当なこととされるようになってきた。また、私人間のトラブル、恋愛のもつれなどといってこれも公的な問題だとは全く考えられていなかった問題が、セクシュアル・ハラスメントという概念を付与され、今日では不法行為となるばかりか、その防止は私人本人にではなく企業、学校、役所などの管理者の義務として課されるにいたっている。少子化問題対策のための諸策は、言うまでもなく人々のプラベート領域とされる生殖行為に影響することを目的としているものである。
- (8) 中山の論のまとめは、中山道子「発題4 セックス」、佐々木毅 金泰昌 編『公共哲学5 国家と人間と公共性』東京大学出版会 2002、および中山道子『近代個人主義と憲法学 公私二元論の限界』東京大学出版会、2000に依拠した。
- (9) 中山道子『近代個人主義と憲法学 公私二元論の限界』東京大学出版会2000、

P. 33

- (10) 「個人」主義者の中には「個人」に家長のみを想定した「家長個人主義」の立場を採る人が多かった。
- (11) Filmer, 'The Anarchy of a Limited Government of Mixed Monarchy', 中山道子『近代個人主義と憲法学 公私二元論の限界』, P. 35, に引用。
- (12) 中山, 同上書, p. 33
- (13) 今日的な感覚から言えば, 当然「未婚女性」が政治主体として想定されても微塵も問題はないのだが, ここでの趣旨は, むしろ, ごく幼い「幼児」を政治主体することによって想定されるアナキーとみればよい。今日においても年齢制限や代理者の設定なく子どもを政治主体とすることに関しては, フィルマーが示した問題関心はほぼそのまま共有されるはずである。
- (14) オリジナルにはラスレットの理解であり, それを中山も採用している。中山道子『近代個人主義と憲法学 公私二元論の限界』東京大学出版会, 2000, p. 45
- (15) 中山, 同上書, p. 82
- (16) 中山, 同上書, p. 52
- (17) 中山, 同上書, p. 52
- (18) John G. A. Pocock, *The Ancient Constitution and Feudal Law - A Study of English Historical Thought in the Seventeenth Century* (1957: A Reissue with a Retrospect 1987), p. 235。中山, 同上書, p. 57に引用。
- (19) 中山, 同上書, p. 68
- (20) 中山, 同上書, p. 81
- (21) 中山, 同上書, p. 87
- (22) 中山, 同上書, p. 90
- (23) 中山, 同上書, p. 90
- (24) 1949年には, 行動の道徳的基準が流動した戦後の混乱期に対応する必要とともに, 戦後の男女平等に見合う新しい性道徳を涵養すべく, 文部省は男女双方の貞操を推奨して「純潔教育基本要領」を出す。教育勅語が廃止され, 価値観が大きく転換した戦後期に国民がそれに代わる道徳的指針を持っていないことを憂えたとされる文相天野貞祐は, 人々が持つべき価値観の指針とすべく1951年に「国民実践要綱」を出す。高度成長期の産業構造と生活形態の変化のただ中で, そうした変化に人々の行動と生活を対応させる目的をも持ち, 1966年の中央教育審議会答申が別記で「期待される人間像」を出す。
- (25) 昨今にあっては, 日の丸・君が代の扱いに関する問題, 教育基本法改正問題における徳目設置の問題などはその代表的なものである。
- (26) たとえば, 国民の教育権論に依拠しない市川昭午が, 教育基本法「改正」論議を扱いながら教育基本法第1条をめぐって提起した話題は, 同様の構図を背景と

- する。すなわち市川は, 教育基本法が教育に関する徳目を定めている現状は法律が教育の価値方向を規定していることにほかならないと注意を喚起するのだが, この問題提起の背景には, 国家権力が教育内容に関与すべきでないとする公私二元論に照らした場合の現行法の「逸脱」状況は整合的に説明されていないという問題意識がある。(市川昭午『教育基本法を考える』教育開発研究所, 2003, p. 160)
- (27) 黒崎の「教育行政学とは教育委員会の活動が生み出してきた理論である」(黒崎勳「教育行政制度原理の転換と教育行政学の課題」『日本教育行政学年報31』p. 10)という認識は, 初期の宗像につぎのような積極的な教育制度論を読み取ったことと無関係ではない。「教育と教育行政区分の重要性の問題提起に先立つ時期には, 逆に教育改革それ自身のあり方を教育行政=制度論の課題とすると言う, 本書が特に重視して『教育としての教育行政』と呼ぶ教育行政観を示唆したのも, また宗像であった」。(黒崎勳『教育行政学』岩波書店, 1999, p. 80)
- (28) 「資本主義社会では子どもと親と教師が構成する『国家』から『独立』した『自由』な『聖域』などあり得ようはずがなく, 「もともと『市民社会』と『政治的国家』, 『国民』と『国家』は表裏の関係にあるもので二にして一のものである」(『持田栄一著作集5 教育変革の理論』明治図書, 1980, p. 21)というところに認識の基軸をおいた持田は, 自らの教育制度づくりの構想を「批判教育計画」と名づけ, 強烈に時代的背景を表出しながら国家権力に対する批判意識と国民の教育権論に対する苛烈な問題意識を鮮明にしなが, しかも同時に教育政策を積極的に構想するという「壮絶」な課題に取り組もうとした。その作業は「教育行政学序説——近代公教育批判——」を遺稿として未完となった。(『持田栄一著作集6』明治図書, 1980)。